

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：16401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04366

研究課題名(和文) 中学校で不登校を経験した生徒に対する定時制高校の特性を生かした生徒指導について

研究課題名(英文) A Research on the Guidance to those Students Who Have Experienced Non-Attendance in Junior High Schools, Making Use of Characteristics of Part-time High Schools,

研究代表者

加藤 誠之 (Kato, Masayuki)

高知大学・教育研究部人文社会科学系教育学部門・准教授

研究者番号：90553149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 500,000円

研究成果の概要(和文)：管理主義的な生徒指導は児童・生徒の自由と遊びを過度に統制して体罰等の問題を引き起こした。他方、不登校の児童・生徒は、自分の自由を統制しすぎて遊べなくなっている。確かに若者は大人になると、遊びを断念して労働に従事しなくてはならない。しかし、彼らは遊びを断念する前に、一度は遊びを遊び抜いておかなければならない。それゆえ、不登校児童・生徒を数多く受け入れている定時制高校では、多様な背景を持つ生徒を受け入れているという特性を生かし、彼らの自由と遊びを容認して彼らの相互作用を引き起こす生徒指導を行わなくてはならない。こうした生徒指導を行いつつ規律を保つためには、生徒自治・生徒参加の試みが必要である。

研究成果の概要(英文)：The control-oriented guidance has caused problems such as corporal punishments by excessively controlling the freedom and play of students. On the other hand, those children who don't attend to school are unable to play by overcontrolling their own freedom. It is true that young people, when they become adults, must abandon their play and engage in labor. But, before they abandon their play, they have to indulge into their play until they are tired of their play. Therefore, in part-time high schools, they must use of the characteristics of accepting a number of those students who have various backgrounds, tolerate their freedom and play, and take advantage of their interaction. And they need students' participation and autonomy, in order to keep discipline while guiding students in this way.

研究分野：教育学

キーワード：生徒指導 非行 不登校 自由 遊び 生徒自治 三者協議会

1. 研究開始当初の背景

今日の我が国では、高校教育は事実上の義務教育になっており、高校教育を修了することは安定した職を得て稼働する上で事実上の必須条件である。しかも、若者は安定した職を得て稼働する機会を失えば、社会との健全なつながりを失って引きこもりに陥り、又は反社会的集団に回収されて非行化・犯罪化しかねない。また、平成 25 年度『犯罪白書』によれば、平成 24 年度間の少年院新規入院者の 6 割は中卒者・高校中退者である。非行少年の中でも特に非行性を深めて少年院に送致される者の中には、高校教育から脱落して中卒・高校中退で学歴を終えた者が多い。それゆえ、全ての若者が高校を卒業できるよう支援することは、進路保障という教育的観点からも、非行化防止という刑事政策的観点からも重要である。

ところで、中学校で不登校を経験した生徒は出席日数の不足・学習の遅れ・対人関係上の問題などの理由で全日制高校に進学しづらくなっている。最近の定時制高校は、こうした生徒の有力な受け入れ先である。ただし、定時制高校の不登校率・中退率は全日制高校と比べてもかなり高く、定時制高校に進学した不登校経験者に対する支援は最近の重要な課題になっている。

しかし、定時制高校の生徒の中には学校生活への意欲に乏しい者もあり、性急に厳しい指導を行えば、不登校・中退を多発させかねない。また、2004(平成 16)年の財務省予算執行調査資料総括調査票によれば、臨床心理士等の資格を有する者をスクールカウンセラーとして学校に配置する試みは、こうした資格を有さない者をスクールカウンセラーに準ずる者として学校に配置する試みと比べて有効であるという傍証はなく、スクールカウンセリングは実効性を疑われている。それゆえ、今日の定時制高校では、その特質に合わせた独自の生徒指導が必要になっている。

筆者は以上の問題意識に基づき、2009(平成 21)年から現在まで、高知市で総合学科の定時制課程・通信制課程を有する私立太平洋学園高等学校に週 1 日～2 日通い、その実践を見学してきた。同校は、かねて中学校で不登校を経験した生徒、非行・怠学のある「ヤンチャ」な生徒、発達障害・学習障害などハンディキャップを持つ生徒、他の高校を中退してきた生徒など様々な背景を持つ生徒を受け入れている。また、同校では(1)服装・髪型等に関する規制をなくす、(2)集団的な活動の場であるホームルーム・部活動を縮小するなど、生徒の自由な活動を保障する独自の生徒指導を行っているこうした特徴を定時制高校以外の学校の生徒指導にも活かしたいという問題意識を出発点としている。

2. 研究の目的

我が国の生徒指導の代表として挙げられるのは、1970 年代～1990 年代に行われた管

理主義的な生徒指導、2000 年代半ば以降行われている「毅然とした生徒指導」など児童・生徒の統制を指向するタイプの生徒指導である。管理主義的な生徒指導は、1970 年代～1980 年代に猛威を振るった遊び型非行の対策として、我が国の学校で広く受け入れられた。また、「毅然とした生徒指導」は、犯罪学で言うゼロ・トレランス理論を背景として、スクールカウンセリングの実効性について疑問の声が挙がるようになった 2000 年代半ば以降に広く受け入れられた。

こうしたタイプの生徒指導の本質は、一言で言えば、学習の場にふさわしい秩序を維持するため、児童・生徒の自由と遊びを統制する試みである。特に、1970 年代～1980 年代の遊び型非行は、日本が高度経済成長によって貧困を脱し、大多数の若者が高校に進学して労働に従事せず思春期・青春を過ごすようになったという時代を背景として、自由と遊びを思う存分追求したいという若者の欲求を背景としていた。管理主義的な生徒指導はこうした非行を抑え込む上で確かに合理性を持っており、一定の効果を持っていた。

しかし、管理主義的な生徒指導は、往々にして学習の場としての学校にあるていど必要な児童・生徒の自由と遊びまで抑圧する結果を招いた。例えば、管理主義的な生徒指導は、学校の権限に属さない児童・生徒の私生活まで形式主義的・些末主義的に統制する「行き過ぎた校則」を発生させた。また、管理主義的な生徒指導の下では、児童・生徒を教員の指導に従わせること自体が自己目的化し、時には児童・生徒の人権と安全を無視し、対児童・生徒暴力(体罰)を引き起こすに至った。その中には、教員の暴力を苦にした生徒を自殺に追いやった事件(岐阜県立中津商業高校事件)や、教員の暴力で生徒を直接しに至らしめた事件(岐阜県立岐陽高校事件、近畿大学附属女子高校事件)も含まれている。

また、管理主義的な生徒指導は、児童・生徒の自治的な集団形成を阻害するので、児童・生徒の自治的な集団は地下組織化し、時として腕力の強いボス的な児童・生徒の無法な支配下に置かれ、いじめが横行する。しかも、管理主義は児童・生徒の外面的な行動については形式主義的・些末主義的に統制する一方、児童・生徒の内面には目を向けない事務主義に陥りがちであるから、教員の目に見えないところでのいじめを放任しがちである。実際に、管理主義的な生徒指導が行われていた時期には大阪産業大学附属高校事件(1984)いわき市立小川中学校事件(1985)、中野区立富士見中学校事件(1986)等重大ないじめ事件が生じている。

管理主義的な生徒指導は、こうして我が国の学校教育に対する重大な不信と批判を引き起こし、我が国の学校教育に重大なダメージを与えた。それゆえ、我が国では 1995 年以降、教員ではない臨床心理学の専門家を学

校に導入するスクールカウンセリング制度が発足した。しかし、スクールカウンセリングについては、規律指導や非行対応の役に立たないという批判がつきまとい、2000年代半ばには実効性を疑われるに至り、「毅然とした生徒指導」の名で管理主義的な生徒指導が復権した。しかし、「毅然とした生徒指導」は、一言で言えば管理主義的な生徒指導の蒸し返しであり、管理主義的な生徒指導の弊害であった対児童・生徒暴力（体罰）の問題を再燃させた。例えば、2009年には大分県立竹田高等学校で、剣道部の部活動中に顧問教諭の暴力を含む不適切指導及び熱中症の危険を無視した不適切対応によって剣道部員が死亡する事件が生じている。また、2010年に愛知県立刈谷工業高校で、野球部員が顧問教諭の暴力を苦にして自殺する事件が生じている。更に、2012年には大阪市立桜宮高校で、バスケットボール部員が顧問教諭の暴力を苦にして自殺する事件が生じている。

本研究ではこうした問題を乗り越えるため、定時制・通信制課程をもつ私立太平洋学園高等学校をフィールドとして、多様な背景を持つ生徒の自由を広く認め、その相互作用に期待する同校の生徒指導の在り方を明らかにしていく。また、生徒の自由を広く認めつつ学校にふさわしい規律を保っていく方法として、太平洋学園高等学校が積極的に取り組んでいる三者協議会など生徒自治・生徒参加の試みの持つ有効性を明らかにする。

3. 研究の方法

現象学 - 実存主義系の哲学を理論的背景として、我が国の生徒指導に関する文献の研究、各地の特色ある高校の実践見学、A高校の実践見学、A高校卒業生へのインタビューを行った。

4. 研究成果

管理主義的な生徒指導は、児童・生徒の自由と遊びを過度に統制しようとした結果、対児童・生徒暴力（体罰）をはじめとする問題を引き起こした。確かに、学校で児童・生徒が自由と遊びを思いのままに遂行しているようであれば、学校は学習の場としてふさわしい規律を保てなくなってしまう。しかし、学校で児童・生徒が自由と遊びを全く遂行できないようであれば、学校は軍隊や刑務所同然の場になってしまう。それゆえ、学校では、児童・生徒の自由と遊びをある程度認める生徒指導を行うことが必要である。

以上のことは、定時制・通信制の高校に数多く在籍している中学時代に不登校を経験した生徒の指導を考える上でも重要である。と言うのも、不登校児童・生徒は、先行研究でも周囲の要求に対して従順に従う「よい子」であると指摘されている。確かに「よい子」の在り方は、社会生活を円滑に営んでいく上で必要とされる在り方である。しかし、「よい子」の在り方は、他者の要求に合わせ

るために自分の自由を否定する在り方であるから、少なからず無理を伴っている。実際に、不登校児童・生徒は、往々にして他者のまなざしを深く気にかけ、他者の要求に沿った「よい子」になろうとする余り、自分の自由を統制しすぎて遊べなくなっている子どもたちなのである。

確かに若者は大人になるとき、非生産的な遊びを断念して労働に従事し、社会の要求に応えられる存在にならなくてはならない。しかし、若者は遊びを断念する前に、一度は遊びを飽きるまで遊び抜いておかなければならない。実際に、大学を卒業しても就労に定着できない不登校経験者の中には、学校に通っている間に十分に遊べなかったことを心残りに思っており、この心残りのゆえに就労に定着できないと語る者が見受けられる。他方、非行少年は中学を卒業した後、非行集団に所属して1~2年ほど遊び型非行に熱中するが、やがて職と家庭を得て落ち着き、家族のために厳しい肉体労働も厭わないブルーカラー労働者になっていく。彼らはこうしたとき、自分は思春期・青春기에非行という遊びを心残りなく遊び抜いたと語る。不登校児童・生徒は、時として軽微な非行のある「ヤンチャ」な若者との交流を通じて、自分も「よい子」の殻を破って遊べるようになり、不登校から立ち直っていくのである。

それゆえ、定時制高校では、中学時代に不登校を経験した生徒も「ヤンチャ」な生徒も広く受け入れているという特性を生かし、彼らの自由と遊びを広く認め、彼らの相互作用に期待する生徒指導を行わなくてはならない。しかも、定時制高校では、こうした指導を行いつつも学校にふさわしい規律を保つため、三者協議会などをはじめとする彼らの相互作用を引き起こす生徒指導を行わなくてはならない。こうした生徒指導を行いつつ規律を保つためには、生徒自治・生徒参加の試みが必要である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

- 1 加藤 誠之、「体罰に関する現象学的考察の試み 情動(emotion)に関するサルトル, J. P. の思索を出発点として」、『生活指導研究』, 査読あり, 第34巻, 2017, pp.65~76
- 2 加藤 誠之、「定時制高校の実践に学ぶ生徒指導 自由と遊びに関するサルトルの思索を手掛かりとして」、『人間関係学研究』, 査読あり, 第21巻1号, 2016, pp.51~61

〔学会発表〕(計4件)

- 1 加藤 誠之、「1970年代~1980年代の遊び型非行と管理主義教育」, 日本人間関

- 係学会第25回大会 2017年11月19日，
千葉商科大学，
- 2 藤田 毅，「子どもの学校参加に関する
実践と課題」，日本人間関係学会第24回
大会，2016年11月20日，関西福祉大学
 - 3 加藤 誠之，「体罰に関する現象学的考
察 『存在と無』及び『情緒論粗描』に
おけるサルトルの思索を手がかりとし
て」，教育哲学会第59回大会，2016
年10月9日，東京大学
 - 4 加藤 誠之・藤田毅，「我が国における
生徒指導の史的展開」(日本人間関係学
会第23回大会，2015年11月15日，九
州ルーテル学院大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

該当なし

取得状況(計 件)

該当なし

〔その他〕

ホームページ等 該当なし

6. 研究組織

(1)研究代表者 加藤 誠之
(高知大学教育学部)

研究者番号：90553149

(2)研究分担者 該当なし

(3)連携研究者 該当なし

(4)研究協力者 藤田 毅
(太平洋学園高等学校)